

氷川参道歩行者専用化検討協議会設置要綱

(設立)

第1条 氷川参道の歩行者専用化に向けて、意見交換等を行う場として、氷川参道歩行者専用化検討協議会（以下「協議会」という。）を設置し、本要綱において組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 氷川参道の歩行者専用化の推進に関すること。
- (2) その他歩行者専用化に関し必要な事項。

(委員の構成)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 交通管理者
- (3) 道路管理者
- (4) 氷川参道沿線自治会
- (5) 地元まちづくり団体
- (6) 前各号に掲げる者のほか、事務の遂行に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、令和9年度末日とする。

- 2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(座長及び職務代理者)

第5条 協議会に座長を置く。

- 2 座長は、委員の中から互選により選出する。
- 3 座長は、協議会の会議の進行をつかさどり、協議会を代表する。
- 4 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、必要に応じ随時開催する。

- 2 協議会は、座長が招集する。
- 3 座長は、必要があると認めるときは、委員以外のものに協議会への出席を求めることができる。

(会議の公開)

第7条 協議会の会議は、原則として公開とする。

(事務局)

第8条 協議会の事務局を都市局都心整備部氷川参道対策室に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営、その他に関し必要な事項は事務局が定める。

附 則

この要綱は、平成26年10月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5年 4月 1日から施行する。